

別表 1

排出事業種分類一覧

事業種		コード名
1	建設業（建築、土木、解体、不動産開発 他）	A 1
2	農林業（施設園芸、畜産、林業 他）	A 2
3	漁業（漁業一般、水産養殖 他）	A 3
4	製造業（食料品、衣料、パルプ、石油化学、出版、鉄鋼、繊維工業、家具装飾品、化学工業、プラスチック、非鉄、窯業、機械、電気 他）	A 4
5	電気、ガス、水道業	A 5
6	運輸、通信業（鉄道、道路輸送）	A 6
7	卸売、小売業（各種商品卸売、小売）	A 7
8	サービス業（金融、医療、各種サービス）	A 8
9	その他（上記のいずれにも該当しない業）	A 9

別表 2

都道府県（市）固有番号

都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号	市名	固有番号
北海道	01	石川県	17	岡山県	33	越谷市	53
青森県	02	福井県	18	広島県	34		
岩手県	03	山梨県	19	山口県	35		
宮城県	04	長野県	20	徳島県	36		
秋田県	05	岐阜県	21	香川県	37		
山形県	06	静岡県	22	愛媛県	38		
福島県	07	愛知県	23	高知県	39		
茨城県	08	三重県	24	福岡県	40		
栃木県	09	滋賀県	25	佐賀県	41		
群馬県	10	京都府	26	長崎県	42		
埼玉県	11	大阪府	27	熊本県	43		
千葉県	12	兵庫県	28	大分県	44		
東京都	13	奈良県	29	宮崎県	45		
神奈川県	14	和歌山県	30	鹿児島県	46		
新潟県	15	鳥取県	31	沖縄県	47		
富山県	16	島根県	32				

別表 3

産業廃棄物の種類コード表

	種類	コード	種類	コード
産業 廃 棄 物	燃え殻	01	動物系固形不要物	11
	汚泥	02	ゴムくず	12
	廃油	03	金属くず	13
	廃酸	04	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	14
	廃アルカリ	05	鉱さい	15
	廃プラスチック類	06	がれき類	16
	紙くず	07	動物のふん尿	17
	木くず	08	動物の死体	18
	繊維くず	09	ばいじん	19
	動植物性残さ	10	政令第13号廃棄物	20

特別 管理 産業 廃棄物	特定 有害 産業 廃棄物	廃油（燃焼しやすいもの）	B1	揮発油類、灯油類、軽油類
		廃酸（腐食性）	B2	pH 2.0 以下
		廃アルカリ（腐食性）	B3	pH 12.5 以上
		感染性産業廃棄物	B4	医療機関等から排出される血液、使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物
		廃PCB等	C1	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	C2	紙くず、金属くず、廃プラスチック類に付着等
		PCB処理物	C3	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
		指定下水汚泥等	D1	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1-2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンを含むもの
		鉱さい	D2	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレンを含むもの
		廃石綿等	D3	石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物
		ばいじん	D4	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、ダイオキシン類を含むもの
		燃え殻	D5	カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、ダイオキシン類を含むもの
		廃油	D6	トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1-2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの
		汚泥	D7	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1-2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの
		廃酸	D8	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1-2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンを含むもの
廃アルカリ	D9	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1-2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンを含むもの		

別表 4

処理方法コード

処 理 方 法		コード
当該廃棄物を中間処理した場合	中間処分	1
当該廃棄物を最終処分場等に埋立処分した場合	最終処分	2
当該廃棄物を最終処分場等に海洋投入した場合	海洋投入	3
当該廃棄物を再生利用した場合	再生利用	4

別表 5

産業廃棄物処理施設一覧表

No.	施設名称		コード
法第十五条許可施設	1	汚泥の脱水施設 (10m ³ /日超)	01
	2	汚泥の乾燥施設 (10m ³ /日超 : 天日乾燥施設は 100m ³ /日超のものが対象)	02
	3	汚泥 (PCB処理物は除く) の焼却施設 (5m ³ /日超又は、200kg/h以上又は、火格子面積2m ² 以上)	03
	4	廃油の油水分離施設 (10m ³ /日超)	04
	5	廃油 (廃PCB等を除く) の焼却施設 (1m ³ /日超又は、200kg/h以上又は、火格子面積2m ² 以上)	05
	6	廃酸、廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日超)	06
	7	廃プラスチック類の破碎施設 (5t/日超)	07
	8	廃プラスチック類 (PCB汚染物及びPCB処理物を除く) の焼却施設 (0.1t/日超又は、火格子面積2m ² 以上)	08
	8-2	木くず又はがれき類の破碎施設 (5t/日超)	09
	9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	10
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	11
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	12
	12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	13
	12-3	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	14
	13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	15
	13-2	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/h以上又は、火格子面積2m ² 以上 : 前記3、5、8、12に係るものを除く)	16
	14	最終処分場	イ 遮断型 (有害産業廃棄物の埋立処分場)
ロ 安定型			18
ハ 管理型			19
上記以外の施設		上記以外の破碎施設	51
		上記以外の焼却施設	52
		上記以外の中和施設	53
		上記以外の分解施設	54
		上記以外の脱水施設	55
		上記以外の乾燥施設	56
		上記以外のコンクリート固形化施設	57
		切断施設	58
		圧縮施設	59
		蒸留施設	60
		溶融減容施設	61
		発酵施設	62
	上記のいずれにも該当しない施設	99	